2017
夏
49号

# あさがお通信

Contents

1．総会報告、新任理事紹介
2．成年後見制度利用促進基本計画とは？
3．事業報告、職員紹介、人事異動
4．（連載）Dear あさがお

## 審議方法を変えて、第１３回通常総会を開催！！

5 月 27 日（土）、34 名の会員の皆様に出席頂き、第 13 回通常総会を開催しました（於：明日都浜大津）。

今回は、平成 28 年度の事業報告・決算、平成 29 年度の事業計画・予算、定款（公告の方法）の変更、役員選任について審議をお願いしました。

その審議ですが今回、方法を大きく変えました。これまでは審議事項が説明された後、質疑応答を行ってきましたが、会員・職員で 8 人程度のグループを 4 つ作り、各グループで質問、疑問等を出し合い、それを発表するようにしました。

こうすることで、例えば、28 年度の事業報告・決算では、次のような質問等が出されました（一部を掲載します）。

- 行政からの委託割合がすごく拡大している。やはり、自主事業をもう少ししっかりしていかないといけない。自主事業としての後見活動をいかに増やすか。
- 職員人数が増えてきたので、キャリアラダーを作って質の保証を図ってはどうか。客観視がきちんと出来るようなラダーも必要になってくるのではないか。
- 団体の規模が大きくなったので、第三者の目が入る仕組みも必要になっている。そうすることで、社会からの信頼性も増すのではないか。同時に、職員自身が安心出来るような仕組みが必要なのではないか。
- 「あさがおって何？」と聞かれたときに、何をしているところか分かりにくい。"見える化"が必要なのか、沢山の事業があるからなのか、説明がしにくい。

その他、今後、貸借対照表が公告対象となることから定款の変更について承認頂きました。また、理事の充実を図るべく、新たに中川英男さんと石澤英明さんの理事就任について承認頂きました。

お蔭様で、全ての議案に承認頂きました。有り難うございました。

今年も役員・職員が力を合わせ、権利擁護活動を丁寧に進めて参ります。引き続き、あさがおへのご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 新任理事の紹介

### 中川（なかがわ）　英男（ひでお）

この度、理事に就任しました中川と申します。すでに 4 月から非常勤専門員として勤務しておりますので、今更ですがよろしくお願いいたします。あさがおの理念を大切にしつつ、未来へ向かって進めたらと思います。

### 石澤（いしざわ）　英明（ひであき）

この度、理事に就任しました石澤と申します。普段は、湖東地域で「基幹型相談支援センター」の相談員として活動しています。普段の仕事からも「権利擁護」の重要性をひしひしと感じており、理事として汗をかく事ができればと思っています。何卒、宜しくお願い致します。

# 特集「成年後見制度利用促進基本計画」とは？

　2000 年に始まった成年後見制度の利用者は 2016 年末時点で約 20 万人にとどまっています。

　一方で、2025 年には認知症患者数は 700 万人に上ると推計されており、制度が十分に利用されていないのが現状です。

（参考 1：我が国の認知症患者：462 万人、知的障害者：74 万人、精神障害者 392 万人　＊障害者白書より）

（参考 2：ドイツ：人口 8,200 万人に対して、「世話法」*1 利用者 130 万人）

　その要因には、制度の周知不足や、制度の使いにくさ（欠格条項等の権利制限、医療同意の課題、後見人の不正等）などがあると指摘されています。

　こうした背景から、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が 2016 年５月 13 日に施行されました。この法律では、政府は成年後見制度利用促進委員会を設置し、利用促進に関する施策を計画的に推進するとされていて、2017 年３月に「基本計画」（2017～2021 年度）を閣議決定しました。

　「基本計画」のポイントは以下の３点です。

## 「基本計画」のポイント

①財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護の面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を進める。

②全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図り、安心して制度を利用できる環境を整備する。

**注目すべきは、②の【権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築】です。**

　各地域における連携ネットワークの構築のため、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関」を整備することとされています。

　連携ネットワーク及び中核機関が担うべき主な具体的機能は、以下の４つの機能です。

①広報機能（権利擁護の必要な人の発見・支援）

②相談機能（相談対応）

③利用促進機能（マッチング、担い手の育成）

④後見人支援機能（チームによる支援）

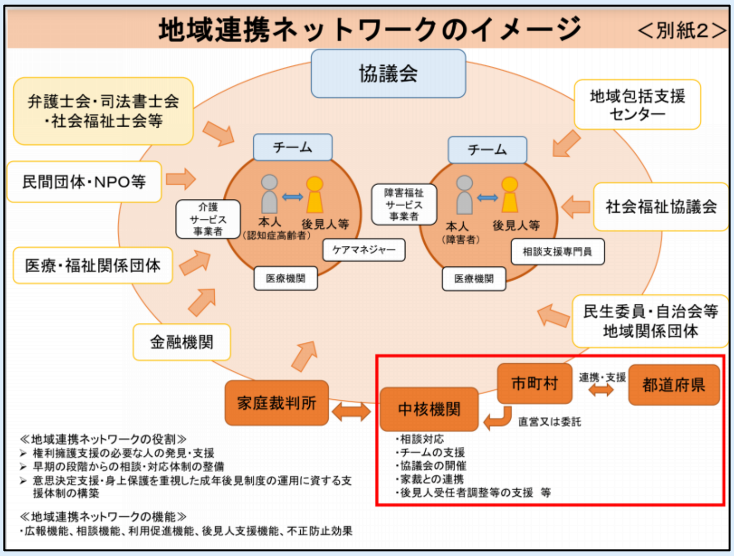


　基本計画では、後見人や親族だけでなく、福祉、医療、地域の関係者がチームとなって日常的に見守る体制を構築すること、また、法律の専門職らも含めた地域のネットワークをつくり、制度利用の必要な人を早期に発見し、利用につなげることを目指します。

　同法において、今後、各市町村も制度利用促進のための市町村計画を取りまとめるよう定められており、これを踏まえて、大津市において権利擁護に関する中核機関と連携ネットワーク整備の推進を働きかけていきたいと思います。

*1「世話法」…ドイツにて 1992 年に施行された、日本の成年後見制度に近い制度

# 報告 滋賀県権利擁護地域支援ネットワーク会議を開催

６月 14 日（水）滋賀県庁にて、「滋賀県権利擁護地域支援ネットワーク会議」が開催しました。これは、あさがおが滋賀県からの受託事業として今年度初めて実施したもので、県内市町の担当課職員と福祉圏域の権利擁護支援センター、オブザーバーとして大津家庭裁判所が参加し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをテーマに話し合いを行いました。

本年３月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、また都道府県は市町村が講じる措置を推進するため、広域的な見地から必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。

今回はこれらを踏まえて、まず県医療福祉推進課が「成年後見制度利用促進基本計画について」、次にあさがおが「滋賀県の権利擁護支援センターについて」、そして、大津家庭裁判所が「県内の成年後見制度の現状について」それぞれ説明し、その後、６グループに分かれて意見交換を行いました。

今回、開催に先立ち、各市町に対し権利擁護支援体制の現状や今後基本計画策定に向けて検討していることについて事前アンケートを行い、当日はそれをもとに、より充実した話し合いができました。

基本計画は多くの市町がこれから検討というところでしたが、基本計画で示された地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき機能のうち、広報や相談はすでに多くの圏域の権利擁護支援センターで実施されており、他の成年後見制度利用促進や後見人支援も一部取り組みを始めている圏域もあることが確認されました。

今後は、具体的な計画策定に向けた考え方やスケジュールについての意見交換の場が求められていくのではないかと思われます。

## 新任職員紹介

### 前川（まえがわ） 紀子（のりこ）（6 月より大津市権利擁護サポートセンター配属）

６ 月から大津市権利擁護サポートセンターで相談員として勤務させていただくことになりました前川紀子と申します。私の座右の銘は「一期一会」です。たくさんの方とのつながりを大切にして、相談してもらった方に「相談してよかった」と思っていただけるよう、日々精進していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 扇田（おおぎだ） 宗親（むねちか）（7 月より彦根市権利擁護サポートセンター襌配属）

破天荒…天地未開の混沌とした様を切り開くこと。いい意味でも時として悪い意味でも使われる言葉ですが、なぜかいつも私のそばにいる言葉です。若い頃は無謀でしたが、今ようやく、礎を大事にし、その上で新たなる道はないものかと探すようになれました。皆さん宜しくお願いします。

## 人事異動のお知らせ

平成 29 年 6 月より、下記のとおり人事異動がありましたのでご報告いたします。

・岸場　千晶　（旧）大津市権利擁護サポートセンター　→　（新）大津市障害者虐待防止センター

・伊関　信博　（旧）大津市障害者虐待防止センター　→　（新）あさがお本部

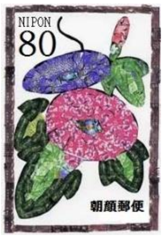


あさがおはみなさまに
どう映っているの？

連載 vol.6

# Dear あさがお

あさがおの活動に外部から関わってくださっている関係者の皆様に、あさがおへの思いや今後期待することなどを綴っていただく連載です。

今回は、大津市役所の栗本亮さんからメッセージをいただきました。
あさがおが仕事を通じて何かと頼りにさせていただいている栗本さん。
その柔らかな笑顔とテンポに癒されているファンも多いのです。

大津市職員の栗本亮（くりもとまこと）と申します。現在の職場は長寿政策課で、高齢福祉係長をしています。係の担当業務は、老人福祉法に基づく措置、高齢者虐待対応、地域包括支援センターの運営、認知症施策推進などです。あさがおさんには、高齢者虐待関係業務でアドバイザーとして日頃からお世話になっています。

さて、私の職種は事務職で自動車の運転免許証以外何の資格も持っていません。今まで市役所で従事してきた仕事が福祉関係が多かっただけの、ただのモグリです（笑）。職場の変遷は、税務を経て、生活保護、障害福祉、精神保健、被爆者援護、難病患者支援、そして現在の高齢福祉です。

あさがおさんが設立されたのは、私が障害福祉課にいた頃でしょうか。民間のケアマネジャーだった尾崎さんが常々「利害関係にとらわれずに、その人に必要なことは何かだけで動ける（市役所の）立場がうらやましい」と言っておられたのを覚えています。そして、あさがお設立当初から所長になられた尾崎さん。私がどの課に行っても、その時々、困難な課題のある方の支援に、共に取り組ませていただいたのが良い思い出であり、現在もそれは進行形です。

やはり、あさがおさんの強みは当初からの思いのとおり、まっすぐに本人の立場に立って支援ができるところにあると思います。その支援の質を担保する専門的なスキル・人材の蓄積も強みであると思います。私も支援者の一人として、これからもあさがおさんのお力を借りながら、少なくとも市民の邪魔になることのないように、精進していきたいと思います。

故熊澤先生の言葉のとおり、「みんな一緒にボチボチいこか」を合言葉に、これからも大津で息の長い支援の輪を共に作っていきましょう。

栗本　亮

## 会員募集

私たちの活動に、賛同・支援頂ける個人・法人の正会員、賛助会員を募集しています。

| | |
|---|---|
| 【正会員】 | 個人：年会費 5,000円　入会金 1,000円 |
| | 団体：年会費 50,000円　入会金 10,000円 |
| 【賛助会員】 | 個人：年会費 1口：3,000円 |
| | 団体：年会費 3口：9,000円以上 |

## 寄付のお願い。

権利擁護を多くの方に知っていただくため、講演会などを開催して行きたいと思っています。寄付でご支援頂ける方、よろしくお願い申し上げます。

≪振込先≫
【ゆうちょ銀行】14610-16725551
【滋賀銀行】本店営業部 普通 524265
【口座名義】特定非営利活動法人あさがお
理事長 竹下育男

今月の一句

獣害で耕作やめて米を買う　純坊

第49号 発行2017年7月7日 認定特定非営利活動法人あさがお 滋賀県大津市浜大津3丁目2-4
電話:077-522-0799 FAX:077-522-0845 HP:http://npo-asagao.sakura.ne.jp Mail:asagao.npo@image.ocn.ne.jp